

すこやか薬局二条店 高齢者虐待防止に関する指針

(虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

((高齢者虐待の内容 ・具体例) 区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	<ul style="list-style-type: none">平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲させるベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服用させたりして、身体拘束、抑制をする等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える事	<ul style="list-style-type: none">被介護者の行いの失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる怒鳴る、ののしる、悪口を言う侮辱を込めて、子供のように扱う高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等
性的虐待	本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要	<ul style="list-style-type: none">キス、性器への接触、セックスを強要する等

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第2 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

2 実施は、年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

(虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者)

第3 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者は、医薬品の安全使用のための責任者である管理薬剤師とする。担当：佐々木愛

(虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4 虐待等が発生した場合には、速やかに当該施設等の安全対策担当者に報告するとともに、その要因の除去に努める。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5 薬局職員が利用者への虐待を発見した場合、当該施設等の安全対策担当である担当者に薬局管理薬剤師が報告する。また、虐待者が担当者本人であった場合は、当該施設部署長に相談する。

2 薬局管理薬剤師は、薬局職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った職員に事実確認を行う。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は時系列で概要を整理し薬局開設者に報告するとともに、当該施設安全対策担当者に通報しなければならない。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

附則

この指針は、2024年4月1日より施行する。